



# 埼玉県報

第356号  
令和4年(2022年)  
10月21日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託に関する落札者等の公示（総務事務センター）
- 令和4年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 交通管制システム保守業務に関する落札者等の公示（施設課）
- 県道冨山熊谷線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 運転免許取得者等検査施設の認定（運転免許課）
- 運転免許取得者等教育施設の認定（運転免許課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

288,640,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年8月9日

# 告示

## 埼玉県告示第千百号

令和四年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第千百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち蔵店

埼玉県蔵市北町五丁目五番三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通安全対策等

ア 駐車場関連

・ 見込まれる来客数に対して十分な台数を確保されたい。

・ 駐車場外周は見通しに配慮し、出入庫の際の事故を未然に防止されたい。

い。

・ オープン時や休日、その他の混雑時には誘導員を置くなど路上駐車

防止に努められたい。

・ 出入り口付近には反射鏡を設ける等歩行者の安全対策を講じられたい。

イ 駐輪場関連

・ 見込まれる来客数に対して十分な台数を確保されたい。

・ 時間貸し駐輪場や近隣店舗の提携駐輪場としての機能を併せ持つこと

とし、駐輪対策に寄与されたい。

ウ 工事車両関連

・ 工事期間中、関係車両の通行及び駐停車に際しては、歩行者、自転車

等の妨げにならないよう配慮されたい。

#### (2) 環境対策等

ア 騒音、振動関連

・ 工事期間中の騒音、振動に関しては各種法令などを順守するとともに

近隣の住環境に配慮されたい。

・ 竣工後、店舗設備による騒音、振動に関しては各種法令などを順守す

るとともに近隣の住環境に配慮されたい。

イ 環境、衛生関連

- ・ 店舗に関連する公道、私道についても近隣住民や店舗と協力のうえ清潔を保たれたい。
- ・ 蕨市は「蕨市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行していることから、路上喫煙防止対策を講じられたい。
- ・ 事業活動において発生する事業系一般廃棄物は各種法令などに従って処理されたい。

(3) 防災・防犯対策等

ア 防災関連

- ・ 大規模災害時には、市民等の一時的な緊急避難場所として当該店舗及び駐車場などの施設を提供されたい。併せて、当該店舗が保有する商品を支援物資として提供されたい。なお、これらの実施に当たり、市と事業者間における協定等の締結に関する検討をお願いしたい。

イ 防犯関連

- ・ 夜間及び閉店後において照明を必要数点灯する等犯罪が起こりにくい環境づくりに配慮されたい。
- ・ 店舗内及び駐車場に防犯カメラを設置する等犯罪防止に効果のある設備を構築されたい。
- ・ 店舗周辺には廃棄物を含めて火災を誘発する物品を放置しないよう徹底されたい。

(4) 商業振興等

ア 埼玉県商店街活性化条例及び大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインに基づく配慮

- ・ 地域の祭りや各種行事への参加について、協力をお願いしたい。
- ・ 蕨商工会議所、一般社団法人蕨市にぎわいまちづくり連合会への加入について、協力をお願いしたい。

二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課  
埼玉県南部地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百七十二番三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建築基準法等、関係法令を遵守してください。
- (2) 景観法及び埼玉県景観条例を遵守してください。
- (3) 屋外広告物を設置する際は、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例を遵守してください。

### 二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

# 告 示

## 埼玉県告示第千百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハードオフ・オフハウス久喜店

埼玉県久喜市久喜本字道合七百六十七―三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

当該地周辺は、本町小学校、久喜中学校の通学路に指定されている。また、近隣には、県立久喜北陽高校も存在することから、多くの児童生徒が利用している。そのため、当該施設の利用者に、当該施設周辺が通学路であることもしくは、登下校する児童生徒に注意喚起を促すような看板の設置をすること。

### 二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター



# 告 示

## 埼玉県告示第千百四号

測量計画機関である上里町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上里町

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

児玉郡上里町全域

四 作業期間

令和四年十月七日から令和五年一月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（境界点座標変換）

三 作業地域

さいたま市の一部

四 作業期間

令和四年八月十七日から令和五年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所

#### 二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、四級基準点測量）

#### 三 作業地域

国土交通省関東地方整備局荒川調節池工事事務所管内（さいたま市、川越市）

#### 四 作業期間

令和四年十月十一日から令和五年五月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百七号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

狭山市中新田地内

### 四 作業期間

令和四年十月十日から令和五年二月二十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百八号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

令和四年十月十一日から令和五年三月十七日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千百九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一六―一―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字菅間字石橋十八番一

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千三百三十六・六五立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千百十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一三―九―三号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字鶴馬字畑下千九百六十一番三 外九筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二十七・一七立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第千百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一八―四六―二号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市永田字久保七百三十八番 外三百五筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万七千三百四十一立方メートル



# 告示

## 埼玉県告示第千百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―四〇―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下村君字砂田千五百五十七番地一 外九筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百十・〇五立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―一二―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字石橋字西浦五百四十七番二外百三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千二百八十六・七五立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千百十四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	株式会社千代田開発設計 コンサルタント
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	石川 義昭
主たる事務所の所在地	埼玉県狭山市根岸一丁目 一番十一号

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
交通管制システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年9月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 落札金額  
33,220,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年7月29日

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	東松山市大字岡字八幡一〇三八番地先から	区 間
二五・七五〇四六・〇六	一五・六〇〇三二・九六	敷地の幅員 (メートル)
七三・四六		延長 (メートル)
<p>道路改築工事</p> <p>平成三十年十一月三十日付東松山県土整備事務所長告示第十四号の道路予定区域に、新しく道路区域を追加するものである。</p>		備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年十月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
<p>〇番四地先まで</p> <p>同市大字藤井上組字北藤井一七</p>	<p>羽生市大字藤井上組字北藤井一 五二番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・七〇</p> <p>〽一一・二〇</p>	<p>九・七〇</p> <p>〽一一・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇・四〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和四年九月二十二日

指令川建セ第〇三〇〇五二号

#### 二 検査済証番号

令和四年十月十四日

川建セ第〇四〇一〇号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百五十三番一、千五百三十番二、千五百三十番三

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲一丁目四番十六号

東京建物株式会社 ロジステイクス事業部長 川添 有一

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 一 日時

令和四年十月二十七日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 魅力ある県立高校づくり第二期実施方策（案）について

ロ その他

埼玉県公安委員会告示第170号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等検査施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年10月21日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ワイズ

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

田野 知暁

2 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称

アンモータースクール

3 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

4 運転免許取得者等検査の方法の区分

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第2号に掲げる方法

5 運転免許取得者等検査の方法の名称

運転技能検査同等方法

6 認定を行った年月日

令和4年8月22日

埼玉県公安委員会告示第171号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次の者を運転免許取得者等教育施設として認定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年10月21日

埼玉県公安委員会委員長 桐 澤 重 彦

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ワイズ

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

田野 知暁

2 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

アンモータースクール

3 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

さいたま市西区大字二ツ宮797番地1

4 運転免許取得者等教育の課程の区分

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程

5 運転免許取得者等教育の課程の名称

高齢者講習同等課程

6 認定を行った年月日

令和4年8月22日